

**令和7年度「近江牛」ブランド力強化推進事業 近江牛に関する消費者アンケート業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

1. 目的

この要領は、令和7年度「近江牛」ブランド力強化推進事業近江牛に関する消費者アンケート業務の契約予定者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2. 業務の概要

(1) 名称

令和7年度「近江牛」ブランド力強化推進事業 近江牛に関する消費者アンケート業務

(2) 業務の内容

別紙「令和7年度「近江牛」ブランド力強化推進事業 近江牛に関する消費者アンケート業務仕様書（以下、「仕様書」という。）」のとおり

(3) 委託料の上限（予定価格）

1, 6 2 0, 0 0 0 円（消費税および地方消費税を含む）

(4) 契約期間

契約締結の日から令和7年12月15日(月曜日)まで

3. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定するものに該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

・営業種目

大分類：「役務」 中分類：「各種調査業務」

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所へ資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告にかかる手続に間に合わないことがある。

・滋賀県物品・役務電子調達システム

・滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 TEL 077-528-4314

4. 業務委託説明会の開催

説明会は開催しない。

5. 企画提案書等の提出書類

公募型プロポーザルへの参加を希望する業者は、次の書類（以下、「企画提案書等」という）を作成し、提出すること。なお、1者につき1提案とする。

(1) 公募型プロポーザル応募申込書 1部

別添（様式1）により提出すること。

また、社会政策推進に配慮した入札等実施要領第2の1(1)「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」および(2)次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主、(3)高年齢者就業確保措置について労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている事業者、(4)障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている、②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している、③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている、④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている事業者のいずれかに該当している事業者、(5)「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている事業者、(6)環境マネジメントシステムのうち、①国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証、②一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録、③特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録、④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証のいずれかを受けている事業者の場合は該当欄に記載し、登録書の写し等の資料を添付すること。

(2) 企画提案書 正1部 副5部

ア 作成にあたっては、別紙「仕様書」に記載の条件を満たし、かつ当業務の目的を達成するのに最も効果的であると考えられる内容とすること。

イ 企画提案書には、以下の内容を記載すること。

(ア) 業務遂行にあたっての基本的な考え方

(イ) 具体的な企画内容および調査方法

(ウ) 効果を高めるために工夫する点

(オ) 類似業務の実績および概要

(カ) 実施スケジュール、執行体制

ウ 企画提案書の内容は、高度な専門的知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現とすること。

エ 装丁は、A4サイズ（縦書き、横書きは不問）とする。

オ 企画提案書の頁数は、10頁以内（表紙は含まない）とすること。

（３）概算価格書 正１部 副５部

仕様書に掲げる業務について、着手から納品まですべてに要する経費とその内訳を明記すること。また、消費税および地方消費税を記載し、その税額を明示すること。

（４）提出部数

企画提案書および概算価格書の提出部数は、正本１部、副本５部とする。正本には、事業者名、所在地住所、代表者の職・氏名を記載し、会社印、代表者印を押印すること。

なお、副本５部には、審査の公正を期すため、会社名、住所、ロゴマークなど参加者を特定できる表示をしないこと。なお、業務実施に係る体制図には、参加者を「当社」と記載すること。

6. 企画提案書等に関する質問および回答

（１）質問受付期限

令和７年７月１０日（木曜日） １２時まで

（２）質問方法

別添（様式２）の「質問票」により、メールまたはＦＡＸにより、「12. 書類の提出先および問い合わせ先」に示す場所へ提出すること。電話または口頭による質問は受け付けない。なお、質問票を送付した事業者は、その旨を必ず電話で連絡すること。

（３）回答方法

質問票の提出のあった者へ、令和７年７月１４日（月曜日）を目途に、メールまたはＦＡＸにて回答するとともに、滋賀県ホームページの下記場所に掲載する。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/chikusan/>

7. 企画提案書等の提出

（１）提出期限

令和７年７月２５日（金曜日） １２時まで

（２）提出方法

下記「12. 書類の提出先および問い合わせ先」に、持参または郵送により提出すること。持参の場合は、土・日曜日ならびに祝日を除く、９時から１７時（最終日は１２時）までとする。郵送の場合は、差し出しおよび受領の記録が残る簡易書留等とし、令和７年７月２５日（金曜日）１２時必着とする。なお、企画提案書等を郵送した際はその旨を必ず電話で連絡すること。

8. 審査

（１）審査方法

提出のあった企画提案書等について、滋賀県農政水産部畜産課（以下、「当課」とする）が設置する４名の委員による審査会において、以下の審査基準に基づき、提出された企画提案書等

の審査を行い、予定価格の範囲内において総合点の最も高いものを契約予定者とする。なお、プレゼンテーション審査は実施しない。

(2) 審査基準

審査委員は4名とし、以下の審査項目について、「5・4・3・2・1」の絶対評価で評価し、点数をつける（5：特に優れている、4：優れている、3：良い、2：可、1：不適格）。いずれかの審査項目において、半数を超える審査委員が「1」の判定をした企画提案書等については、不採択とする。なお、項目①～③は評点を5倍、項目④は評点を3倍して重みづけを行う。項目⑥～⑫については、企画提案書等の提出期限の日において、以下の内容を満たし、その確認書類が提出されている場合は、各項目につき、1点を加点する。

審査委員の採点を集計し、獲得点数の最も高い事業者を契約予定者として選定する。

(3) 審査項目とポイント

審査項目および評価点は、下表のとおり。

審 査 項 目	評価点(配点)
①企画内容 ・提案内容が事業目的と合致しているか	25
②調査方法の内容 ・分析方法や分析結果のイメージが具体的に提案されているか ・近江牛の現在の評価や消費者が求める価値観が把握できるような調査方法になっているか	25
③事業効果 ・事業効果を高めるための工夫がされているか ・結果を踏まえた必要な取組を推進するための具体的な提案がされているか	25
④企画の実現可能性 ・類似業務の実績があるか ・事業を遂行するための十分な体制、能力を有しているか ・定められた契約期間までに事業を円滑に遂行できるスケジュールとなっているか	15
⑤見積価格の妥当性 予定価格の80%未満 … 評価点の満点 予定価格の80%以上85%未満 … 評価点の満点の80%の点 予定価格の85%以上90%未満 … 評価点の満点の60%の点 予定価格の90%以上95%未満 … 評価点の満点の40%の点 予定価格の90%以上 … 評価点の満点の10%の点	10
合計	100

⑥県内に本店を有する事業者か。(県内事業者の優先)	1
⑦「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」への登録を受けているか。	1
⑧次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
⑨高齢者雇用確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。	1
⑩障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。 (a) 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている。 (b) 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している。 (c) 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている。 (d) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている。	1
⑪「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
⑫環境マネジメントシステムのうち、下記のいずれかを受けているか。 (a) 国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証 (b) 一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録 (c) 特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 (d) 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	1
加点	7

(4) 審査結果の通知

資格審査および書類審査の参加者全員に文書で通知する。

(5) その他

契約予定者に選定されなかった事業者は、通知を受けた日から起算して7日以内（土・日曜日、祝日を除く営業日）に書面（任意の様式）により、当課に対して不採用の理由についての説明を求めることができる。

当課は、説明を求める書面を受け取った日から起算して7日以内（土・日曜日、祝日を除く営業日）に、当該説明を求めた事業者に対して、書面により回答する。

9. 契約の締結

書類審査会で契約予定者として選定された事業者は、企画提案書等の内容について、当課と詳細な協議を行った後、正式な見積書を提出し、その額が予定価格の範囲内であれば、契約を締結する。

なお、協議が整わない場合は次点として選定された事業者と同様の手続きを行うこととする。

10. 失格

次の各号に該当した場合は、失格となるので注意すること。

- (1) 提出期限等に遅れた場合。
- (2) 企画提案書等に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合。
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合。
- (4) 企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合。
- (5) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合。

11. その他

- (1) 提出された書類については、追加・削除等は認めない。
- (2) 企画提案書等に必要な事項のすべてが記載されていない場合、または必要な要件のすべてを満たしていない場合は失格となることがある。
- (3) 提出されたすべての書類は返却しない。ただし、この公募型プロポーザルにかかる審査以外に利用することはない。
- (4) この公募型プロポーザル参加にかかる報酬はない。また、公募型プロポーザルに要する経費はすべて各事業者負担とする。
- (5) 受託者は、委託者から業務途中の報告を求められた場合は、速やかに県に報告を行うものとする。
- (6) 企画提案を採用した場合であっても、双方で協議の上、その内容を変更することがある。
- (7) 本業務を実施するにあたっては、必要な関係法令を遵守すること。
- (8) 本業務の遂行上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。ただし、県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (9) 本業務を遂行する上で、疑義が生じた場合は、速やかに県と協議するものとする。

12. 書類の提出先および問い合わせ先

滋賀県農政水産部畜産課 生産衛生・耕畜連携係

(担当：内本、山中)

〒520-8577 大津市京町四丁目 1 - 1

TEL:077-528-3853 FAX:077-528-4883 電子メール:ge00@pref.shiga.lg.jp